

小山工業高等専門学校自己点検評価専門委員会規程

制 定 平成20年4月1日

最終改定 平成22年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校点検評価委員会規程第6条第2項の規定に基づき、小山工業高等専門学校自己点検評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を審議し、執行する。

- 一 自己点検評価の基本方針並びに実施基準等の策定に関すること。
- 二 自己点検評価の実施に関すること。
- 三 自己点検評価に関する取りまとめ並びに報告書の作成及び公表に関すること。
- 四 外部評価実施の際に必要な資料の作成に関すること。
- 五 その他外部評価を実施するにあたり必要となる事項
- 六 その他専門委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長が必要と認めた教員若干名
 - 二 その他校長が必要と認めた職員
- 2 委員は、校長が任命する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、校長が任命する。
- 3 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(点検評価事項等)

第5条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項について自己点検評価を行う。

- 一 本校の教育理念及び目的に関すること。
- 二 教育組織に関すること。
- 三 教員及び教育支援者に関すること。
- 四 学生の受入に関すること。
- 五 教育内容及び方法に関すること。
- 六 教育の成果に関すること。
- 七 学生支援に関すること。
- 八 施設・設備に関すること。
- 九 教育の質の向上及び改善のためのシステムに関すること。
- 十 財務に関すること。
- 十一 管理運営に関すること。
- 十二 研究活動に関すること。

十三 正規課程の学生以外に対する教育サービスに関すること。

2 前項各号に掲げる具体的な点検項目は、別表のとおりとする。

(点検評価の実施及び報告書等の公表)

第6条 前条第2項により実施する自己点検評価は、3年毎に実施し、報告書等として公表するものとする。

(事務)

第7条 専門委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、点検評価委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表

自己点検評価の点検項目

事 項	項 目
1 .本校の教育理念及び目的	本校の教育理念・目標
	準学士課程における教育理念・目標
	専攻科課程における教育理念・目標
2 . 教育組織	各学科、各専攻の構成
	全学的なセンター
	教育活動運営体制
	教員間の連携
	教育活動支援体制
3 . 教員及び教育支援者	教員の適切な配置
	教員の採用、昇任
	教員の教育活動評価
	支援者(事務、技術職員)の配置
4 . 学生の受入	アドミッション・ポリシー
	入学者選抜
	入学者数の適正性
5 . 教育内容及び方法	教育課程・科目の体系的編成 (授業形態、シラバス、PBL、インターンシップ)
	成績評価、単位認定、進級・卒業認定
	人間の素養の涵養
	専攻科での研究指導
6 . 教育の成果	教育の成果や効果
7 . 学生支援	学習支援体制
	課外活動支援
	学生生活支援体制
	進路指導
8 . 施設・設備	施設・設備の整備状況
	図書資料等の整備状況
9 .教育の質の向上及び改善のためのシステム	教育の状況の点検評価
	F D活動
10 . 財務	財務状況
	収支計画
	監査等の状況
11 . 管理運営	管理運営体制及び事務組織
	外部有識者
	点検評価
12 . 研究活動	教員の研究活動
13 .正規課程学生以外への教育サービス	活動状況

